

君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議議事録

日 時 令和7年10月20日（月）午後6時

場 所 君津市役所5階 大会議室

【君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議】

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議 題

(1) 会長及び副会長の選任について

(2) 検討の進め方について

(3) 法定外税の必要性について

(4) 法定外税の検討について

4 その他

5 閉 会

◎ 出席委員 4名

青木 宗明（※） 金子 林太郎（※） 倉阪 秀史（※） 鈴木 喜計

※オンラインでの出席

◎ 欠席委員 0名

◎ 出席職員 14名

市長 石井 宏子（挨拶後退席）

経済環境部長 石山 英樹

経済環境部次長 馬場 貴也

経済環境部環境保全課 課長 小松 毅

〃 環境施策係長 棚倉 永允

〃 環境グリーン推進係長 池田 遼矢

〃 調査規制係長 本吉 拓哉

〃 主事 板倉 世緯

経済環境部環境衛生課 課長 見富 貴浩

総務部 次長 川名 慶幸

企画政策部 次長 栗坂 達也

財政部 次長 開田 雅典

〃 次長 永田 聡

財政部課税課

副課長

三澤 正浩

◎ 公開又は非公開の別 公開 ・ 非公開

君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議

《午後6時00分開始》

(棚倉係長)

それでは、定刻になりましたので、ただ今から、令和7年度第1回君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議を開会いたします。

本日、司会進行を務めさせていただきます、環境保全課の棚倉と申します。

本会議は、君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議開催要綱第3条のとおり開催することを報告いたします。

また、本日はWebも併用しての会議となっておりますので、会議中に何か不都合などございましたら、都度ご指摘いただければと考えております。

なお、本会議については、公開となっており、議事録につきましても、後日、市のホームページで公開したいと考えておりますので、ご了承願います。

本日の傍聴者は7名です。既に会場後方にご着席いただいております。

それでは、配付資料について、確認させていただきます。

本日の配付資料としては、会議次第、有識者会議名簿、出席職員名簿、席次表、君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議開催要綱、令和7年10月16日議員全員協議会資料、資料1「検討の進め方」、資料2「法定外税の必要性について」、資料3「法定外税の検討(その1)」になります。

資料が足りない方がいらっしゃいましたら、お知らせください。

(小松課長)

それでは、本会議開催の趣旨について、説明申し上げます。

君津市ではこれまで、水源涵養地に立地する産業廃棄物最終処分場に起因する様々な問題に対処するための施策について検討を続けてきたところでございますが、このたび最終処分場に起因する様々な行政需要を踏まえた必要な財源の確保及び既設処分場の更なる増設並びに新たな事業者による新設を抑制するため、新たな環境施策としての法定外税条例の制度設計を行うに当たり、広く有識者の皆様から意見を伺いながら進めていきたいと、本有識者会議を開催させていただくものでございます。

有識者の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

なお、本日の会議を迎えるに当たり、事前に有識者の皆様に対し、本市の産業廃棄物最終処分場に係る諸問題等については、説明をさせていただいております。

それでは、皆様本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(棚倉係長)

それでは、早速ではありますが、本日は石井市長が出席しておりますので、挨拶をさせていただきます。

(石井市長)

委員の皆様には、環境行政をはじめ市政各般にわたりまして、格別なるご支援、ご協

力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございます。

本市は、平成の名水百選に選定された湧水「生きた水・久留里」に象徴される豊富な水資源を有し、市域の約3分の2を森林が占めるなど、優れた自然環境に恵まれております。これらは、先人が守り継いできたかけがえのない財産であり、未来を生きる世代へ、良好な姿で引き継いでいく責務が、私たちにはございます。

そのためにも、誰もが環境問題を自らの課題として捉え、生活環境や自然環境の保全、循環型社会、脱炭素社会の実現に向けて、主体的に取り組むことが重要であります。

しかしながら本市には、君津地域4市の水源地である怒田地先に民間の産業廃棄物最終処分場が立地しており、内部保有水が流出した事故がありました。

第1期処分場の改善工事が十分に進捗していない状況の中、昨年12月には第4期増設計画の着手が開始され、同社の加速度的な拡張方針が明確になっているところでございます。

また、一般的に山間部に立地する産業廃棄物最終処分場には、自然災害や事故の際、周辺地域への深刻な環境汚染リスクを長期間内包し、周辺自治体には、様々な行政対応が求められる、そういった現実がございます。

このような状況を踏まえまして、本市にとっての財産である地下水などの水資源を守っていくため、水源地への既設処分場の更なる増設や、新たな事業者による新設を抑制するとともに、処分場に起因する様々な行政需要に的確に対応するためには、新たな財源確保が必要でございます。そのため、法定外税の導入について内部で検討を重ねて参りました。

今後は、有識者の皆様にご参画をいただき、具体的な税制度の設計に向けた議論を進めていくため、第1回となるこの会議を開催する運びとなりました。

本日は、皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただいております。

地方財政論、環境政策論、環境地質学など各分野を専門とされる委員の皆様にご出席をいただいております。深く感謝申し上げます。

委員の皆様には忌憚のないご意見をいただき、より良い制度となるようご尽力いただければ幸いです。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(棚倉係長)

石井市長、どうもありがとうございました。

それではここで、今回初めての開催となりますので、名簿順に青木委員から、自己紹介と会議の開催に当たって一言コメントを頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

(青木委員)

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。神奈川大学の青木でございます。

私、専門分野で見ますと、いろいろやっておりますが、最近は税金の仕事が大変多くて、特に法定外税については、あらゆる法定外税の相談をいただいているようなところで、かなり今回の会議については、これまでの経験、知見、いろいろとお役に立てるか

なというふうに思っております。

ただ、なかなか他の自治体にないような形の新しいタイプを想定しておりますので、皆様方と一緒に勉強させていただければというふうに思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

(棚倉係長)

金子委員、よろしくお願いいたします。

(金子委員)

皆様こんばんは。熊本学園大学の金子と申します。

本日は、このような会議にお招きいただきまして、ありがとうございます。

非常に身の引き締まる想いでおります。

私は、地方財政論、租税論、環境政策について研究をしております、産業廃棄物税の制度設計ということで、大学院のときから研究をしていて、学位論文もそれでまとめたようなものです。

その当時は、都道府県レベルでの産廃税の検討というところを研究いたしまして、それから約20年経って、今度は一般の市町村での産業廃棄物税、あるいは、廃棄物税の検討というふうな問題に、これまでの研究が活きるところ、また新たな挑戦というところで、新たに勉強させていただくところもあると思います。

各分野の専門の先生方と一緒に研究、検討しながら、日本でも一番最初の事例になるかというような新しい取組だと思っておりますので、検討させていただくことに、大変関心と言いますか、気持ちが高ぶっているところでございます。

ちなみに、私は今熊本におりますけれども、2020年まで稲毛の敬愛大学の方に所属をしております、その頃から君津市の処分場の問題について、いろいろとご相談を受けていたということもありまして、このたび、この有識者会議に加わらせていただくことになりました。

よろしくお願いいたします。

(棚倉係長)

倉阪委員、よろしくお願いいたします。

(倉阪委員)

こんばんは。千葉大学の倉阪でございます。

私は環境政策の専門という形でお招きいただいたところでございますけれども、この法定外税、特に産業廃棄物に対する法定外税については、三重県が一番初めなんです。その三重県の導入のきっかけとなったのが、99年辺りに、構想日本というところが、産業廃棄物税だけでなく、様々な形で提案するというような、そういった会を設けてまして、そのときに私は「地方自治体における環境税の可能性について」という報告をいたしました。

当時、私は環境省から千葉大に出たばかりで、98年に出たところでございますけれども、地方分権が進展するので、法定外税をそれぞれの自治体が定めることができるよ

うになっていると。これを環境税に適用することができるのではないかということを検討して、2つの具体的な適用可能性をお話ししました。1つが産業廃棄物、もう1つが有害物質、当時、P R T R制度ができたので、そこにもかけられるかもしれないと。きちんと課税標準が明確になっていないとかけられないので、産業廃棄物については、記録の義務、公開の義務、これが当時の廃掃法の改正によって創設されていて、産業廃棄物税ができるのではないかということをご提案したところ、それを聞いた三重県の租税担当の課長が、自分のところでやりたいということで、若手職員に海外視察に行ってもらって、それで三重県の産業廃棄物税ができた。

そういった形で、産業廃棄物税については、一番初めのところの責任も若干ありますので、今回のお話を聞いて、断るわけにはいかないということで参画をさせていただいた次第でございます。

よろしくお願いいたします。

(棚倉係長)

最後に鈴木委員、よろしくお願いいたします。

(鈴木委員)

皆さんこんばんは。鈴木喜計でございます。

普段は、君津システムという民間企業を経営しておりますが、実は環境行政に53年関わってきております。元々君津市役所で31年間仕事をしました。そのうち、いわゆる土壌汚染ですとか、地下水汚染というような問題が出て参りまして、この辺りのことは何もない時代から、調査法や対策法あるいは社会制度を作ってきた1人でありまして、専門は環境地質学の新分野を作り、国際社会も追随しているところであります。

今回、このような話の中で、法定外税は非常に興味深い検討課題です。いろいろな話を聞かせていただく課程で、新しいパラダイムが出来て行くのかと、私も非常に興味津々ということです。

実は見えない地下の出来事を見せるのが僕の仕事なので、その辺については、しっかりと皆さんと一緒に勉強させていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

(棚倉係長)

ありがとうございました。

それでは、石井市長におかれましては、公務の都合により退席をさせていただきます。

(石井市長)

よろしくお願いいたします。

(市長退席)

(棚倉係長)

続きまして、経済環境部長から事務局職員の紹介をいたします。

よろしくお願いいたします。

(石山部長)

君津市経済環境部長の石山英樹と申します。本日は皆様よろしくお願いいたします。

(石山部長が出席職員を紹介)

(棚倉係長)

本日の最初の議題となります「会長及び副会長の選任について」ですが、君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議開催要綱第3条により、本会議に会長を置くこととなっております。

会長の選任につきまして、どなたかご意見ございますでしょうか。

(鈴木委員)

先ほど、金子委員の自己紹介にもありましたように、事務局は長い間金子委員にサジェスション、アドバイスを頂戴しているそうでございますので、手慣れたところと言っては恐縮ですが、金子委員にお願いするということではいかがでしょうか。

(棚倉係長)

ただ今の提案について、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

(棚倉係長)

それでは、会長は金子委員にお願いしたいと思いますが、金子委員、お引き受けいただけますでしょうか。

(金子委員)

謹んでお受けしたいと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

(棚倉係長)

よろしくお願いいたします。

それでは、会長を金子委員に決定いたします。

金子会長から就任のご挨拶をお願いいたします。

(金子会長)

この有識者会議の会長に推薦いただきまして、就任することになりました。金子でございます。

改めて、よろしくお願いいたします。

君津市にとって新たな環境施策であるとともに、日本の一般の市町村にとっても新たな施策、新たな法定外税になるかと思います。

そういった意味で、やはり最初というのはいろいろと切り開かなければいけないところがあって、難しいところもあるかと思いますが、本当に、経験、知見の豊かなメンバーに集まっておりますので、しっかりと君津市の地域課題という産廃処分場の立地と環境保全の課題に対処できるような施策を作れるように、頑張って議論をリードしていきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(棚倉係長)

ありがとうございました。

それでは、以降の議事の進行につきましては、金子会長により、議長をお願いいたします。

(金子議長)

分かりました。

これより、私の方で議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行のため、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、副会長の選任につきまして、どなたかご意見、もしくは事務局において腹案はございますでしょうか。

(小松課長)

副会長につきましては、本市の環境問題に関し、見識が深く、君津市環境審議会の委員でもあります、鈴木委員にお願いしたいと事務局としては考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(金子議長)

ただ今、事務局から鈴木委員に副会長を、との提案がございまして、皆様から異議なしということでご賛同いただいたと思います。

鈴木委員に副会長をお引き受けいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(鈴木委員)

快諾いたします。

(金子議長)

それでは、副会長は鈴木委員に決定いたします。

鈴木副会長、早速ですが就任のご挨拶をお願いいたします。

(鈴木副会長)

副会長に推薦いただきまして、ありがとうございます。職責に恥じないように努めるつもりでございます。

いろいろな意味で、僕は公務員もやってきましたし、大学人もやってきましたし、今

は民間企業人として研究活動を継続しておりますので、幅広く、様々な角度から環境問題を捉え、学問的にもそれなりに掘り下げた様々な議論ができると思います。

税というと得意ではありませんが、一生懸命勉強させていただきますので、皆さんよろしく願いいたします。

以上です。

(金子議長)

ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題(2)「検討の進め方について」、事務局から説明を求めます。

(事務局から資料に沿って説明)

(金子議長)

ありがとうございました。

それでは、事務局からの説明が終わりましたので、検討の進め方について議論をして参りたいと思います。

ご意見、ご質問等あればお受けいたしますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(特になし)

(金子議長)

では、まず私の方から少しコメントをさせていただくとすれば、この検討体制ですが、やはり産廃税、環境税というのは、環境政策の部署と課税の部署、それぞれの専門の間にある施策になるかなと思いますので、うまくタグを組んで進めていく必要があるかと思います。

あるいは、どちらかが事務局を担うということはあるのかもしれませんが、環境サイドと税サイド、さらにその税収の活用ということになると企画、財政ですかね。そういった部署が協力し合わないと、思わぬところで穴のあるような施策となってしまうと思いますので、その辺りの庁内の検討体制をしっかりと構築していただくような資料になっているかと思いますので、安心はしておりますけれども、やはり専門外のところもあるかと思うので、そこをうまく補い合って、庁内での検討も進めていただければというふうに思います。

(小松課長)

貴重なご意見、どうもありがとうございます。

私たちの方も、制度設計のところは経済環境部環境保全課、また、税条例の作り等というところは総務、財政、そして様々なところで企画ということで、今後、庁内で連絡を密に取って作っていきたいというふうに思っております。

今回の会議についても、様々な論点を整理させていただいて、内部で共有をして、次の会議に向けていききたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(金子議長)

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、ほかに何かございますでしょうか。

(倉阪委員)

全体のスケジュール感というか、この会議でいつまでに結論を出さなければいけないのかというのは、どういうふうにお考えでしょうか。

(小松課長)

会議は、資料の方では第2回以降というところで提示させていただいております。

やはり詰めなければならないところが多々ありますので、その辺りの審議の内容によって、スケジュール感は変わってくるかと思えます。

今の段階でいつまでということをお願いすることはできないんですけれども、皆様のお力をお借りして、一步一步進んでいって、作っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(倉阪委員)

分かりました。

(金子議長)

ほかに何かございますでしょうか。

(特になし)

(金子議長)

それでは、本件につきましては以上にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(金子議長)

それでは、議題(2)については以上といたします。

続きまして、議題(3)「法定外税の必要性について」事務局から説明を求めます。

(事務局から資料に沿って説明)

(金子議長)

ありがとうございました。

それでは、事務局からの説明が終わりましたので、この件について議論して参りたいと思います。

委員の皆様、ご意見、ご質問等あればお受けいたしますが、いかがでしょうか。

(青木委員)

1回目から難しいことを言わざるを得ないかなと思いますけれど、今、必要性についてということでお話をいただいているんですが、これを実際に進めていったときに、お話しされたようなことを課税の根拠としてあげるのか、それとも、あくまで内部でこういうことがあるので税金の新設が必要となったという、内部的な説明で終わらせるのか。

公開の会議ですので、当然業者にも伝わる話なんですけども、少し心配しているのは、これを課税の根拠にすると、その中心的なところを特に財政需要に置くというのは、かなり揉めると言いますか、業者側、要は課税される納税者側になりますけれど、納税者側と君津市さんの方で言い合いになるだろうなというふうなことが心配されます。

なぜかという、行政需要を根拠にして課税をする場合には、本当にその行政需要が発生しているのかどうなのか、因果関係はあるのかとか、段々とそういう話になっていくわけですね。

特に法定外税の場合には、行政需要があることというのは、今、法律上は削除されているわけで、金子会長ご存じのように、2000年までは地方税法にもありましたけれども、2000年の地方分権改革をきっかけにして、行政需要があるというのは、法定外税を作る前提条件にはしない、ということになっているわけです。

現時点では、法律上そういう縛りがないにもかかわらず、行政需要から攻めていくということが、はっきり言って得策なのかどうなのかというのがよく分かりません。

もう1つの考え方として、ドイツ辺りの環境地方税の考え方から言うと、社会的なコストを出しているの、そのコスト、いわゆる負の外部性を吸収するために課税をするんだという言い方もできなくはないので、課税の根拠については、まだこの先議論をした方がいいということを第1回目で言っているんですけれども、このまま行政需要を根拠に話を進めていくというだけでは、少し足りないのではないかなと。今、簡単に申し上げたように、別の課税の根拠、いわゆる社会的な罰課税であるというようなところから攻めていくという方法もあるので、ここは少し慎重に見極めていった上で話を進めていった方がいいなというふうに思っております。

簡単に言うと以上になります。

(金子議長)

青木委員、ありがとうございました。

課税の根拠について、財政需要への対応というところと、立地の抑制という、2つが挙げられているけれども、2つのうち1つであっても行政需要というのを入れると、どういう財政需要を引き起こしているのかといったところの因果関係を、それなりに科学的に証明するといった問題に突き当たる可能性があるというようなご指摘であったかと思います。

その点について、たしかに地方税法の中には、現在は財政需要があることというのは前提にはなっていないわけですね。とは言え、法定外税を創設するに当たっては、そういうところも当然あるものというふうに考えられるといったことは説明されているかと思います。具体的にこの財政需要が、というところになると、途端に難しくなるというところですね。

その辺りはやはり、いわゆる迷惑施設として、先ほど事務局からの説明にもあったような様々な環境負荷リスクが生じるおそれがあるというところで、そういった施設の立地をなるべく抑制していくという、いわゆるその後の環境税の原理的な考え方を根拠にして、制度設計を考えていくことも可能かというところだとは思いますが、この辺り、倉阪委員、何かご意見ございますでしょうか。

(倉阪委員)

資料の中で環境基本法を引用されていますが、第22条第2項というのは、まさに誘導のための措置でありまして、負荷行動をできる限り少なくするような、そういったために経済的な負担を課すという条文でございます。なので、第22条第2項というものをベースにして法定外税というものを仕組むということであれば、今、青木委員がおっしゃったような、財政需要を具体的に試算しないと税率が試算できないというような議論には陥らないのかなと思います。

ただ、負荷活動を抑制する必要があるということをややはり言わなければなりませんので、その負荷活動が多くなれば、こういった面で君津市の市政に悪影響があると、あるいは君津市民の生活に影響があるおそれが。そういったことは具体的に示せないといけないというふうに思いますけれども、財源がどれだけ必要だからこれだけ課税しますというような理屈はなかなか難しいと思いますし、そこをメインにすると青木委員がおっしゃるように袋小路になるかなというふうに思います。

なので、第22条第2項、この負荷活動抑制のための誘導策という形で続けるのが適切かなというふうに思います。

(金子議長)

ありがとうございました。

よく分かるご意見であったかと思えます。

ちなみに私から少し発言させていただくと、20年程前に道府県レベルで産廃税が検討されていた頃には、分権改革の一環で法定外目的税というのを創設されて、それまで普通税のみだったのが、目的税というものを法定外税として課せるようになって、そこで特定の使途に充てるために税を課すと税を課される人に納得を得やすいといったようなこともあって、既存の道府県レベルの産廃税は法定外目的税として制度化されているわけでありましてけれども、実際、道府県の場合は産廃行政を所管しているという事情もあって、それなりに産廃行政の財源が必要といったところもあるわけですが、こと君津市さんを含む一般の市町村になりますと、産廃行政というのは直接的に所管をしていないということもありますので、地域に立地してほしくない、環境リスクが高いエリアに処分場が立地していることに対処するための施策という意味からは、誘導型の税制として仕組んでいくというところが、処分場が立地する市町村がこういう産廃税を創設しようとするときの1つの特徴になるかというふうにも思いますので、その点から言っても、いわゆるその誘導型の措置、環境税という形を前面に出して、制度設計、根拠を考えていくのが適切だろうというふうに私も考えております。

(倉阪委員)

三重県の産業廃棄物税、これは法定外目的税として仕組んだんですけれども、税収のうちの半分は、産廃を減らすための補助金の財源として、もう半分は関連のいろいろな施策を実施するための財源としたということで、三重県の一番初めの産業廃棄物税で目的税としたからと言って、必ずしも財政需要で税率を定めたということではないということですね。

初めからそこは誘導型の目的で、ただ使途は定めたので目的税にはなっていますが、財政需要を補うための目的税というような仕組みではなかったということはお伝えしたいと思います。

(金子議長)

ありがとうございます。

貴重なご意見と言いますか、情報をご提供いただきました。

私も産廃税、道府県の条例を見ると、なかなか、うまく曖昧にと言いますか、財源を確保するとともに、循環型社会の形成促進のために、というような、誘導型なのか財源調達なのか、二面性があるというのは環境税の特徴かなというふうに思いますので、なかなかどっちというふうに割り切って考えることは道府県レベルの産廃税の場合は難しいところもあるんですけれども、君津市で検討しようとしている産廃税、法定外税の場合は、誘導型というふうな形で位置付けていくのが、合理的な説明を無理なく行っていく上では、有効なのではないかというご意見を皆様からいただいているかと思います。

(石山部長)

様々貴重なご意見ありがとうございます。

皆様のご意見、まさにそのとおりだというふうに思っております。

私どもとしましては、まず先ほどの資料の説明の中でもお話させてもらっていたんですけれども、まずこの今ある既設の処分場がたまたま1社なんですけれども、大体15年前くらいまでは、実はもう1社安定型の中規模な処分場が、既設の処分場の北側5キロメートルくらいのところにあったという事実もございます。ですから、この水源地であるところに今後も新しい事業者がまた出てくるような可能性もあるのではないかと、そういうような心配もございます。

そういう中で、先ほども申し上げましたが、現在既設の処分場の増設が加速度的に進んでおりまして、新しい増設計画が出てきていると。規模もかなり大きくなっておりまして、陸上埋立ての廃棄物処分場では、全国でもかなり有数の規模になるのではないかなというところも考えてございます。

それと管理型の最終処分場の場合は、埋立てが終わっても、中のごみが分解され、廃棄物の中を通った雨水などを、水処理をしなくてもそのまま川に流すことができる、そのようなレベルになるまでは維持管理がずっと必要となっておりますので、その辺も含めて、処分場が一杯になった後も、立地自治体である市としましては、長期間の監視とか、そういったものも当然必要になってくると。

そうなりますと、市の業務についても、ずっとそういったことに追われると言いますか、そのような負担も出てきます。

ちなみに、こちらの既設の処分場につきましては、平成24年度以降ぐらいなんですけれども、もう毎年職員が年間に70～80回くらい立入りをしておりまして、一番多い年で、平成25年度に99回立入りをしておりまして、そのうちの3分の2くらいは市が単独で立入りしているということになります。

これは1期の内部保有水の流出事故と連動して業務がかなり急激に増えたというところと、あとは、2期、3期の増設計画、増設工事というところで、業務がかなり急激に増えている状況が十数年続いているということになってございます。その前までの平成22年度、平成23年度の上半期ぐらいまでは、市として単独で行くことはほとんどなく、大体年に十数回ぐらい千葉県と一緒に現場に入るとか、その程度だったんですけれども、そのような状況もございます。

それと、実は君津市に立地している処分場と同じ管理型最終処分場と言いますのは、私の記憶ですと千葉県内でほかに3箇所ございますが、そのうちの2箇所はもう埋立容量がほとんどないというところ、それともう1箇所は海面埋立てで、富津市にあるまちづくり公社さんなんですけど、臨海部の鉄鋼事業場さんの廃棄物、あとは県内の中小企業の廃棄物専用の処分場というふうに認識しておりますので、そうなりますと実質的には、今千葉県内では君津市にある処分場しかないような状況になっていて、そこにこれから廃棄物の搬入が集中していくのではないかなという危惧はございます。

それと、せっかくですので、鈴木副会長は廃棄物処分場の立地環境についていろいろと知見があると思います。君津市の処分場も雨が非常に多い場所に立地しておりますので、いろいろと自然災害等のリスクもあるというふうに思っていますが、その辺りでコメントいただければと思うんですけれども。

(金子議長)

鈴木副会長、その辺りコメントをいただければ我々も助かりますので、よろしくお願いいたします。

(鈴木副会長)

それでは紹介させていただきます。

30年ほど前になりますが、君津市では、最終処分場を君津市のどこに作って良いのか悪いのかを25000分の1の図幅に標示するための委員会を創設しました。産業廃棄物の各分野でご活躍中の先生方をお招きし、僕は事務局補助をしながら委員も務めました。そこで実は山間地は不適正という結論を出してありました。

山間地に比べどこが良いかと言えば、海に決まっています。次は川沿いです。

なぜ山が悪くて、海と川が良いかと問われれば、ご存じのことと思いますが、東京湾は江戸時代から江戸湾をずっと埋立ててきました。

僕らの子どもの頃、夢の島というのがありました。ごみを捨てたところですよ。

海に持って行くのが一番良い選択です。

なぜかと言えば、水収支からすれば水の流出域です。海では、海水は地下浸透できません。

山間地はと言えば、水源涵養地域です。川の源流でもありますし、降った雨は川を流れてくんだり、一部は地下水となります。その場所に最終処分場を作って良いのか悪いのか、

これは誰が考えても分かることで、ノーに決まっております。それを人間が完璧にコントロールできるのであれば、止むなしとすることもあると思います。

僕は気象学も専門としておりますが、最近気象庁は線状降水帯に関する情報を頻発するようになったと思います。いつ、どこで、どんな降水量が予測されるかを定量的に捕まえるのは困難を伴うことだと承知しております。

関東平野の年間降水量は1500ミリメートルです。君津市のアメダス観測点は亀山（坂畑）にあります。年間降水量は最低でも2300ミリメートル程度で、平均値は2500ミリメートル程度と多雨地域です。現在処分場が立地する場所はまさに直近です。年間2300ミリメートルの降水量を観測するのは、日本でも数少なく宮古島がほぼ同様です。宮古島には河川が無く、降水は流出または隆起珊瑚礁に地下浸透して地下水となります。僕は宮古島の地下水の量と質との関わりを35年も継続していますが、自然災害ということも考えておかなければならないと思います。

一方では、先ほど青木委員がおっしゃられたように、行政需要をターゲットにすると結構きついよというのは、そのとおりだと思います。

実際に、市町村行政として処分場をコントロールしていこうとか、あるいは監視をしていこうということであれば、かなりの行政需要があることは事実です。先ほど部長が申されたように、立入回数も多いわけです。だからお金がかかる、だから税金をかけようというのは安直すぎると。そうではなく、公害や環境保全課題と最終処分場問題の本質的な違いにきちんとフォーカスしないと、今の日本でお金がかかるからお金頂戴というのは、少し言い過ぎかなという感じもしますが、反証されないようするのが良いと思います。

管理型最終処分場は、設置数が少ないです。開設には莫大な費用がかかりますから。管理型最終処分場の残余容量から考えたら、千葉県では君津市の1社が断トツ大規模で、全国的に見ても大規模処分場です。そこに最適な操業を継続していくには、どうされたのかについても、事業者の方には是非考えていただきたいと思います。

管理型処分場へは、環境基準値の10倍値以下の有害物質を埋立処分できます。管理型処分場は、有害物質の処分が容認された場所です。だから常に有害物質と隣り合わせだということを熟知する必要があります。

現在君津市に立地する場所は、房総丘陵の多雨地域であること。そして標高200メートルもある川の源流です。その場所の地質条件、地理条件、気象条件、社会的条件等々、複雑な条件を併せ持つ場所と考えたとき、最善は何なのかを考えることが重要かなと思います。

以上です。

（金子議長）

ありがとうございました。

今の鈴木副会長の説明からすると、非常に環境負荷リスクの高い地域に、今のところ立地してしまっていて、そういったリスクを考えると、やはり増設をなるべく抑制するような働きかけをしていくということは、君津市の環境を守る上で非常に有益と言えますか、それこそ必要な働きかけであるというようなことは、合意が得られるのではないかというふうに考えます。

一方で、一定の財政需要があるというようなところ、石山部長からお話がありましたけれども、そういった立地市の財政へも悪影響をもたらすというような形で、その財政需要を充足するということを根拠に置かず、財政へも負荷をかけるというところで、立地を抑制する必要があるというふうな形で、財政需要については根拠の1つに明確に位置付けずに進めたほうが、制度設計としてはスマートと言いますか、整合性を持ちやすくなるというところではないかというふうに思います。

もちろん財政需要があるというのがはっきり示せばいいですし、直接的な監視、立入り検査などは財政需要かとは思いますが、その他非常に一口に環境保全施策と言っても幅広くて、処分場にどれだけ関連するものがあるかというのを挙げていくと、なかなか難しいものがあると思いますので、そういった地域に処分場が立地する中で、監視等々の財政への負荷というのもあり得るというような形で、財政需要については、1つの背景と言いますか、そういうふうな位置付けにしながら、だからこそこれ以上増設がどんどん進まないように働きかけていくことが、結果的に市の財政にとっても負荷を減らすというふうな形にもなりますし、そのような位置付けをして、根拠付けをしていくのがよろしいのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(金子議長)

また今後いろいろな議論する中で少し修正をしていくこともあるかと思いますが、今日のところはおおむねそういうふうな形で、先ほど倉阪委員からございましたように、環境基本法第22条第2項の誘導の措置というのを根拠に制度設計を考えていくと。

鈴木副会長から説明がありましたように、非常に立地には不向きな場所に立地をしてしまっている施設について、今後また新たに設置とかが進む可能性もございますし、そういった中で増設や新設が進まないような働きかけをするための施策として、いわゆる環境税、誘導型の措置として構想をしていくというようなところで、ひとまずはまとめさせていただきたいと思います。

補足等ございましたらいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(特になし)

(金子議長)

ありがとうございます。

それでは、ほかにこの件につきまして何かございますでしょうか。

(特になし)

(金子議長)

それでは、議題(4)「法定外税の検討について」、事務局からの説明を求めます。

(事務局から資料に沿って説明)

(金子議長)

ありがとうございました。

事務局からの説明が終わりましたので、この点について議論をしたいと思います。

ご意見、ご質問等あればお受けいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(青木委員)

まず、はっきりさせておかなければいけないんですが、資料の出し方として、今日は望ましくない資料が出されていると言わざるを得ません。

結論から言うと、4 ページですが、法定外税制度、総務官僚が出している通達ですが、特に赤字にして下線が引っ張ってあるところは、明らかに総務官僚が地方の自主性を抑え込むための文章であって、先ほど申し上げましたのに関連するんですが、2000年に法定外税を作ることを緩めましょうということで分権改革をやったわけです。というのは、行政分野では機関委任事務の廃止等々あったわけですが、税財政分野では何らの成果もあげられないので、はっきり言ってしまうと、財務官僚が反対しない部分で分権しようか、ということで法定外税を緩めたわけですね。そのために目的税も作って。これもよくなかったんですが、そのときに法定外税を作りやすくしますよ、という言葉が先行しました。

そのときに、先ほど申し上げたように財政需要があるかないかは前提条件にしないということにしたんですね。

ちょうど私そのあとにいろいろなことをやりました。東京都税制調査会で今の宿泊税であったり、あるいはそれこそディーゼルトラックやパチンコ業界に税金かけるとか、あるいは、これは私ではありませんけれども、駅前の放置自転車対策でJRに課税しようという自治体も出てきたり、あるいは豊島区のワンルームマンションに課税してワンルーム作らせないぞというようなこともやったんですね。

そういうことがあったので、余計に総務官僚がイライラしたのかもしれませんが、それで出してきたのがこの文章なんですね。

平成13年が法定外税ブームでしたので、ちょうどこれを平成15年くらいに出してきて。今申し上げたように、JRに課税するというのは特定納税義務者という制度ができるきっかけになってしまったんですが、同時にこの文章を出してきて、ここに書いてあることははっきり言うと法律改正してやったことに反しているわけですね。こういうものに注意しなさいと。通達ですから、法律違反ではないんでしょうけど。

はっきり言うと、我々財政学者からすると、この文章は今さら地方分権改革を否定するのかという話になるんですね。ですので、この資料を今回久しぶりに見て、再びイラっとしたんですけれど、ほかの自治体向けにも言っておりますけれど、この文章はあんまり気にされることはないですよ、ということはお伝えをしたいです。

以上です。

(金子議長)

ありがとうございました。

地方分権改革の精神というところから、これは特に気にする必要はない、というふう

なご指摘だったかと思います。

課税自主権というのが認められていて、それを行使する余地が広がったというのが分権改革ということであります。それに対して、一定の押し戻しが生じたというのが、この総務省の通達だというふうなご説明でございました。

地方分権改革は現在進行形で続いているところでございますけれども、やはり21世紀というのは、分権型の社会というのが求められるところだと思いますので、それに向かっていくような施策であれば、地方自治法を踏まえながら、堂々と制度設計を検討していけばいいというメッセージだったかと思います。

(小松課長)

青木委員、どうも貴重なご意見ありがとうございます。

一番最後の7ページですが、私たちの考えというところで、委員からご意見もありましたけれども、私たちこういうロジックで、法定外目的税ではなく、法定外普通税の方がいいのではないかというふうに思っているところでございます。

これについて、ご意見があれば教えていただければと思います。

(青木委員)

先ほど、途中で一言余計なこと言ってしまったんですけれども、目的税なのか普通税なのかということについては、実はあまり理由などを深く考える必要がなく、それぞれ理由があるんですかというふうに考えたほうがよろしいかと思います。

目的税にする理由はあるんですかということを考えると、はっきり言って、ないんですね。金子会長も先ほどおっしゃっていましたが、目的税のメリットは何ですかというと、納税者が納得しやすい、これしかないんですよ。

むしろ目的税にしてしまうと、二代表制の民主主義にも反していますし、当然誰もチェックできなくなりますから、特定の部局、例えば環境部局さんのポケットマネーになってしまうわけですね。そういうことは決してよくないというのが、普通の財政学者の考えですので、目的税というのは一般的に言うときよくない税ですというのが、まず我々の定説になります。

その上で、この問題考えるときに、それでも制度があるんだから、あえて目的税というオプションもあるぞということであれば、目的税にする理由がちゃんとにあるのであればお聞きはしますけれど、私は総務省の機関紙にも、目的税にする理由というのは全く考え付かない、あえて言えば納税者の納得だけです、というふうな原稿を何度も書いていますので、答えから言うと、あまり普通税、目的税、どちらにするかというのを考えても、私が今申し上げたように、実は理由は出てきませんので、普通に普通税にしておいたほうがいいですし、当然ですけど、普通税にすれば二代表制の目的主義的に用途を選択できるわけですから、住民にきちんとそれを伝えれば、当然普通税の方がいいという答えが返ってくると思います。

あと一言追加すると、今回のような場合には特定納税義務者ですので、納得するわけありませんので、目的税にしたところで何のメリットもないという話になります。

(金子議長)

青木委員、ありがとうございました。

(小松課長)

青木委員どうもありがとうございました。

ご説明いただいて、私たちの方も普通税というところが、やはり二元代表制でもきちんと審議されていけるというところでのいいのかなと感じたところでございます。

ありがとうございました。

(金子議長)

いわゆる理論的な環境税からいっても、税収の活用をして、さらにその地域の効用を高めるといふようなことを教えていますので、そういう点からしても特定の用途に限定してしまうというのは、ふさわしくないのかなというふうに思います。

道府県の産廃税を検討していた2000年頃というのは、新しいものが出来て、やはり納得というところがかなり重視されて、新しさとその納得というのを受けて導入しようという中で、目的税というところに皆さんどこも目が行ってしまったのかなと思いますけれども、なかなか税を運用していくにも苦勞されているというふうな実態もあるようですし、やはり何よりも税収の用途を予算過程の中でしっかりと議論する。当然、石山部長が先ほどおっしゃったような監視の財政需要なんかもあると思われますので、そういうものはしっかり予算の中で回していけばいいわけですね。

そういうことで、初めから決めるというのは適切ではないというところが、やはり法定外税をしばらく運用してみて分かってきた知見の1つかと思いますので、その辺りを適切に組み込んで、これまでの知見を生かした税制にしていくのが、普通税というふうな形で、望ましいのかなというふうに私も考えているところです。

(倉阪委員)

私も法定外目的税、普通税の議論については、皆さんの議論に同意いたします。

一番初めのときには、地方分権一括法で法定外目的税が出来たということで、やはりそれに皆引きずられていたところがあるかと思います。

三重県の場合も、そのあと排出量が減って、税収が予想以上に落ちて、それで困ったという話も聞いておりますので、その辺りはあらかじめ目的を縛っておくというのは、望ましくないかなというふうに思います。

それと今回は、対象が結果的に限られているという特徴があるかと思います。それも既にある施設について、その拡張を抑制するといった形で、新しい試みをしなければならない、そういった制度設計だと思うので、その辺り青木委員は合意を得るにはもう難しいというふうにおっしゃってはおりますけれども、そうはなかなか言い切れないと言いか。きちんと合意を得る努力をしないとイケないとは思いますが。

ただその辺り、課税客体の話はまたあるかと思いますが、どういうふうに設計すれば、あまり狙い撃ちではないようなイメージで、一般的な合意が得られるような制度設計になるのかというところの議論を詰めていかないといけないのかなというふうに思いました。

あまりこうすればというアイデアがなくて申し訳ないですけど。

(金子議長)

倉阪委員、ありがとうございました。

今日の2つ目の議題の中で、今後の検討会議の中で納税義務者になる予定の業者さんの意見を聞くといった内容も入っていたかと思いますが、その辺りで、心から納得、合意というのはなかなか得られないんでしょうけれども、必要性等をしっかり説明して、施策を実施するといったステップは必要なのかなと思います。

その中で、一定の理解を得るといふ、そういうふうなところが、落としどころになるのかなというふうに思います。

先ほど、倉阪委員から狙い撃ちというふうな言及がありましたけれども、結果的に今1社だけということで、ほかにある中でその業者さんを狙っているわけではないかなと思いますので、そういう意味では狙い撃ちという、東京都の銀行税、5兆円以上ですかね、というふうな大規模な業者さんだけを狙って課税するというようなものではなく、もし立地すれば、必ず対象になるというふうな制度設計であれば、狙い撃ちということには当たらないのかなというふうに考えております。

議題(4)に関して、ほかに関心がありますでしょうか。

(倉阪委員)

資料1というか、検討の進め方の一番最後に今後の会議のスケジュールがあって、第1回で課税客体について議論することになっているんですけども、今回資料も含めて具体的に議論するというようなことにはならないんでしょうかね。

(金子議長)

そうですね。

私の方から少し説明をさせていただいた上で、事務局の考え方を伺いたと思います。が、本来、課税客体と課税標準は一体のものだと。課税客体を数量化したものが課税標準になりますので、一体的に議論するのが筋かなというふうに思っているところですが、資料1の4ページを拝見すると、今回は課税客体について、次回以降に課税標準についてというふうに分かれているんですね。

この辺りは、資料3を見る限りにおいては、今回はいわゆるどのように課税をするのかという議論をするという、いわゆる産廃に課税するときに、排出段階、最終処分場への搬入段階、埋立て段階というふうな選択肢があるかと思いますが、そういった既存の道府県産廃税が、主に搬入課税を行っているのを踏まえて、今回市の提案として、埋立てや処分場の規模に対して課税できないかという、そういう大筋の方向性について議論をするということかなというふうに受け止めているところですが、この辺り、事務局としてはいかがでしょうか。

(小松課長)

金子会長がまさにおっしゃったとおりでございます。

課税客体ということですけど、議論の入り口として課税客体を幅広に捉えようという、

そういう視点から、この資料3の6ページに記載しているような図で表現をさせていただいております。

廃棄物の埋立て量に応じた課税、それに加えて立地する施設そのものの埋立て容量に対して課税をすると、こんなようなところでまずは議論を進めていきたいというふうな考え方を課税客体ということで載せさせていただいているというところでございます。

今回の資料も「その1」というふうに表題のところに書いてございます。

今後、これを繋げていければという考えで説明をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

(倉阪委員)

ありがとうございます。

やはり従来の産業廃棄物税は、処分量というか、どのぐらい処理したかというところにかけていたと思うんですね。

今回の場合は、面積というか容量というか、産業廃棄物の処分場が広がらないように抑制するという、その部分が新しく加わるというのが特徴だと思うんですね。

その辺りは、十分に理屈を作って説明をしないといけないんで、そこが新しいところなのかなというふうに思いますので、その辺りは十分な資料を基に、説明をしていただかないといけないのかなというふうに思いました。

(金子議長)

ありがとうございます。

事務局いかがでしょうか。

(石山部長)

貴重なご意見ありがとうございます。

本日は1回目ということで、なかなかボリュームもある中で、資料は3つといった形になっておりますが、先ほど課長も申し上げましたけども、今回「法定外税の検討その1」ということなので、場合によっては、第2回目以降に「その2」から始めてもいいというふうに思っておりますので、また引き続き、様々ご議論いただければと思います。

それで、やはりただ1つ申し上げたいのが、今回このような税の議論になっておりますが、もともとそこに至った背景には、やはりいよいよ処分場の拡張に一定の抑制をかけなければならない。

そのために、市としてどんなことができるのか、あらゆる方策を検討した中で、最終的に、こういう形で今回の会議が実現したと。

先ほど市長も申し上げましたけれども、君津市の水を守って将来に残していくためにはどうしたらいいのかというところが、今回の原点になっているというところでございます。

以上です。

(金子議長)

ありがとうございます。

私の方から、今日出ている資料を見る限りで少しコメントをさせていただくとすれば、資料3の6ページでは、最終処分業者に対して課税をしていくという考え方、これは既存の産廃税の中で、北九州市が唯一、市レベルで課税をしているわけですが、北九州市は政令市ですが、君津市は一般市ということで、その点少し産廃行政を所管する、しないに違いはあるんですが、処分場が立地している市において課税をするという考え方の中では、最終処分業者に税をかけていくというのが一番適切な考え方なのかなというふうにまず考えております。

そして、産廃行政を所管する都道府県、政令市となると、やはり産廃の量に対して、ある程度コミットしたいというところだと思いますが、その点が一般市である君津市の場合はないということになると、産廃の例えば搬入量であるとか排出量等に対する課税によって、排出抑制を促していくというような考え方はあまり出てこないのかなと。これまでの君津市の事務局からの説明でもそういう説明はなかったと思いますので、あくまでも処分場の拡張を抑制するという、そういう誘導の策ということを考えていきますと、産廃の立地する施設そのものの容量、規模に対する課税というところは、一定の有効性を持つのではないかなというふうに考えられるかと思います。

具体的に、どのようにかけていくかという詳しい検討は必要だと思いますが、大まかな方向性として、埋立て量に働きかけていくという、これは埋立て量がある程度抑制されることによって、既存の処分場の残余年数というのは伸びることにはなりますので、その辺り、産廃の埋立て量の抑制ということも働きかけながら、既存の処分場がなるべく延命するようにと。それによって、新たな増設を遅らせるというふうなところも見込むのかどうかというところが1つ検討ポイントになるかと思いますが、直接的に規模の拡大を抑制する意味では、何らかの規模に課税客体を置いて設定していくというのが、有効ではないかなというふうに考えるところです。

この点に関して、委員の皆様何かご意見あればいただきたいんですが、いかがでしょうか。

(青木委員)

最後に少し課題を増やすような言い方なんですが、ただやはり1回目ですので、慎重に進めたほうがいいかなと思います。

基本的には、金子会長がおっしゃっていることが正論正当だと思っています。

ただ、当然ですが、課税の目的によって、課税客体が決まってくることになりますので、本当に拡張だけ抑えるということを主眼にしているのか。それとももう少し何かこの処分場の経営の方に働きかけてやるべきなのかといったようなことも、様々やはり慎重に、包括的に考えておいたほうがいいのかなという気はしております。

基本的には容量でいいとは思いますが、場合によっては、何か経営の方の規模感を取るために付加価値を見るとか、あるいは経営内容の数字を少し見るとか、そういうことも含めてやろうと思えばできなくはないです。

ですので、今日はさすがに議論足りないと思いますので、もう一度次回以降、その課税の本当の目的を少しはっきりさせた上で、君津市さんが何をやられたいのかをはっきり

りさせた上で、それに見合った課税客体は何だろうなというのを、我々の方に投げている方がよろしいのかなというふうには考えております。

以上でございます。

(金子議長)

貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。

(倉阪委員)

私は、今の容量にかけるという点が、今回の1つの肝になるかと思います。新しい点でもあると思います。

なので、そこはやはりもう少し、ほかの関連する自治体の取組であったり、それについての理由付け、そこをしっかりとした上で議論しないと、この方向でいきますというようなことにはならないのかなと思います。あまりにも少し拙速だと思うので、次回に、課税客体、課税標準合わせてもう少し議論した方がいいかなというふうに思いました。

以上です。

(金子議長)

ありがとうございました。

時間も大分いい感じになって参りまして、今回、資料説明のときに議論の入り口として、こういう案を示したというご説明もありましたので、どのように課税客体を設定していくかについてのウォーミングアップの議論を今回行ったというふうに捉えたいと思います。

先ほど青木委員からご発言がありました、目的について、今日の説明の中では拡張を抑えるというところが出てきていたわけですが、さらに業者さんの経営に対する働きかけまでも考えていくのかということですね。そういった面からの拡張抑制をさらに働きかけていくのかというようなところも、少し市の方で検討をいただいて、それも含めてもう一度次回の会議で、今度は少し課税標準をどう設定するかということも含めながら、更に詳しい細かい議論をしていくということができればというふうに考えますが、いかがでしょうか。

(各委員賛同)

(金子議長)

ありがとうございます。

事務局の方はそういう方向でよろしいでしょうか。

(小松課長)

貴重なご意見どうもありがとうございました。

委員の皆様からいただいたご意見、特に終盤のほうでいただいたご意見、事務局の方でも、どんなことができるかというのは考えていきたいと思っております。

またいろいろと相談をさせていただいて、作っていかうかなと思っておりますので、

よろしくお願いいたします。

(金子議長)

承知いたしました。

(鈴木副会長)

現状を見ていくと、そういうふうな形になってくるのかもしれませんが、廃棄物の最終処分場は、特異な施設と認識することが肝要ですよ。

環境問題は、大気汚染や水質汚濁などに代表されますが、いずれも瞬時の現象で終結すると捉えて良いのですが、管理型最終処分場に廃棄物を最終処分することは、容量限度まで入れたら終わります。そのとき初めて開口部の閉鎖という言葉を使います。

そこへ雨が降り、周りから水が差すなど様々あって、それが汚汁（おじゅう）となって出てきます。汚水（おすい）とは言いません。その汚汁が排水基準値を下回る状態になるまで何年かかるかと言えば、当初ドイツ国が30年と言いだしてアメリカ合衆国も30年に追随し、その後100年とするのが国際的な常識です。

僕は30年も以前から、立地基準や廃止基準の重要性を国の委員会で言い続けましたが、未だに未設定です。

ごみが入れられなくなり覆土して開口部の閉鎖が実施されても、汚汁が排水基準値以下とならなければ最終処分場の廃止が叶いません。それには30年や100年かかってしまいます。

ですから、普通の環境問題と同様と考えては駄目で、とてつもなく大きなリスクが伴うのだと皆が考えなくてはならないことです。

そのリスクは誰がリスクマネジメントするかと言えば、処分業者がやることですね。

国際標準で言えば、多くの国では有害物質は行政しか扱えません。民間企業に委ねるのは安定物質だけです。これが国際常識です。

僕は常々それらを活字にしてきましたが、先ほどから議論されるように、誰に課税するとか、目の前のことも重要だと思いますが、最終処分場の特異性について意見をさせてもらいました。

ということで、最終処分場の課題というのは、時間スケールが長大過ぎて、我々の世代では終わらない話だということを申し上げました。煽るつもりは全くありません。これは事実なのです。国際的共通認識になってきているということを、ご認識いただきたいなと思います。

最後に1つ、今回は役所のそれぞれの組織が出てきて、非常に良いことだと思います。僕は役所を辞める前に担当した仕事はISO14001です。市長がキックオフしたわけですから、庁内の全ての部局が従ってくれました。ところが、いつの間にか、それ環境の仕事じゃないのかというふうな話に変化してきました。

ぜひ、今回は、財政も総務も企画も入っていますので、決して経済環境部だけがやっているなどと思うことなく、役所はワンチームでやっているんだと再認識されること望みます。これは君津市役所の方々へリクエストでございます。

縷々申し上げましたが以上でございます。

(金子議長)

鈴木副会長ありがとうございました。

管理型の最終処分場が、いわゆる埋立て終了、開口部の閉鎖というふうにおっしゃいましたが、それから廃止されるまでどれぐらいかかるのかというのは、なかなか本当に難しいと考えております。

私も専門ではありませんけれども、いろいろな本を読む中で、なかなかそこははっきりしない中で、これをどう考えていくかというのも、税の設計に関係してくる可能性もありますので、またその辺り鈴木副会長からのいろいろなご知見を教えていただければと思います。

非常にそういう意味で将来にわたって、大きな問題に対処する施策とも言えるのかなというふうに思います。

そういう意味で責任も重大かなと思います。

そういうわけで、なるべく将来にわたって、適切な制度設計となるように、次回以降も更に議論を深めて参ることができればというふうに思います。

この議題に関して、そのほかございませんでしょうか。

(特になし)

(金子議長)

それでは、議題(4)についてはここまでにいたしたいと思います。

予定しておりました議題については、以上となります。

有識者の皆様から、ほかに何かございますでしょうか。

(特になし)

(金子議長)

それでは特にないようですので、君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議の議長の職を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

それでは、事務局の方にお返しいたします。

(棚倉係長)

金子会長には議事の進行をいただき、ありがとうございました。

また、長時間にわたり有識者の皆様、大変お疲れさまでした。

次第4「その他」になりますが、まず有識者の皆様からは何かありますでしょうか。

(特になし)

(棚倉係長)

それでは、本日いただいた意見等を参考にさせていただきながら、次回の会議に向けて準備をさせていただきます。

今回の会議では、税の制度設計について税率等を議題とさせていただき予定となっております。税率等の議論については、部分的に非公開とさせていただき可能性があると考えておりますので、ご了承願います。

日程については、調整依頼をさせていただきます。

次回以降の会議について、ご質問や確認事項などはございますでしょうか。

(金子会長)

先ほどの議論からすると、税率等の議論に行くというのは、まだ少し先かなというふうに思いますので、今回は、やはり課税客体、課税標準の議論をしっかりとするということが、中心になっていくというふうに受け止めておりますが、いかがでしょうか。

(小松課長)

そうですね。今回、委員の皆様方から様々な宿題をいただいております。

まず、その論点整理させていただいて、今回の会議でこんなふうに考えているんだというところを、ご説明をさせていただこうかなと思っております。

また、会議の日程については、皆様方、お忙しいところ大変申し訳ないですけど、調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(石山部長)

私からも、最後になりますがお礼を込めまして、まず今回の有識者会議を開催させていただきまして、1回目から大変深いご議論をいただいたと感じてございます。

まさに、それぞれの分野を代表される4名の素晴らしい委員の皆様、こうしてご議論いただくことを、この上なく、本当に大変嬉しく思っております。

2回目以降も、引き続きこういった形の議論をしっかりとできますよう、事務局として準備に努めてまいりたいと思いますので、引き続きご指導の方よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(棚倉係長)

それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議を終了いたします。

本日はありがとうございました。

長時間にわたり大変お疲れ様でした。

《午後8時00分終了》